

令和7年9月30日

建築 BIM 活用総合推進事業者の審査結果について

国土交通省住宅局建築指導課長

次のとおり、建築 BIM 活用総合推進事業を実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

令和7年8月5日～令和7年8月20日

<提案者及び評価結果>

○建築 BIM 活用総合推進事業

提案者：1 者

(一般社団法人 BIM教育普及機構 (A))

審査結果

要件	(A)
(1)技術能力に関する要件 ・ 建築 BIM の社会実装の加速化に向けた検討・ 検証を的確に遂行する能力及び組織体制を有すること。	○
(2)公平性及び中立性に関する要件 ・ 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。 ・ その他業務を実施する上での公平性及び中立性を有すること。	○
(3)守秘性に関する要件 ・ 業務によって知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。	○
(4)経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 ・ 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。	○

上記Aは、補助対象事業者に求める（１）から（４）までの要件を満たしており、また事業費や実施方針・実施計画についても、各事業内容について妥当と判断できる内容だと認められる。

そのため、一般社団法人 BIM 教育普及機構を建築 BIM 活用総合推進事業を実施する者として選定した。